

委任状

〒490-1222

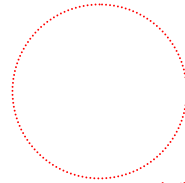
事務所 愛知県あま市木田池成76番地45

名称 司法書士パートナーズ総合事務所

司法書士 林 秋彦

(住所

)



当職の実印

私は上記の者を遺産管理人(遺産承継業務受任者)に選任し、亡.....
(以下「本人」という。)の相続財産を承継するために必要な法律行為その他一切の事務を処理する権限を委任します。

被相続人の表示

氏名 生年月日 年 月 日生
死亡年月日 平成 年 月 日 死亡

最後の本籍

最後の住所

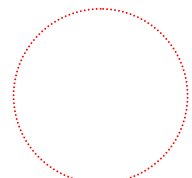
委任事務の内容 (業務権限の根拠規定 司法書士法第29条、同施行規則第31条)

- ① 金融機関、証券会社、保険会社等に対する、現存照会又は残高証明の請求及び受領、各種書類又は証書類の提出及び受領、預貯金の解約及び解約金の受領、貸金庫取引の解約並びに保管物の回収、株式・出資証券他有価証券類等寄託物件の相続移管又は返還及び売却並びに受渡、払戻金・満期金・保険金・給付金・売却代金等の請求並びに受領、連絡、照会、その他預貯金・生命保険・株式・有価証券類の相続手続
- ② 社会保険、年金に関する諸届け、還付金の受領等諸手続又はその依頼
- ③ 官公署に対する諸手続
- ④ 不動産登記申請手続並びに商業法人登記申請手続
- ⑤ 自動車、船舶等登記・登録が必要な動産についての登記・登録申請手続
- ⑥ 前記②③⑤の手続について専門資格者に対する依頼及び報酬契約の締結
- ⑦ 税理士に対する税務申告手続の依頼及び報酬契約の締結
- ⑧ 弁護士に対する訴訟委任及び報酬契約の締結
- ⑨ 祭祀承継手続及び墳墓地の名義変更手続
- ⑩ 前各号の事務処理のため必要な戸籍謄本、住民票の写し、固定資産評価証明書等官公署等の発行にかかる証明書類の請求並びに受領
- ⑪ その他、本人の相続財産の承継のため必要な一切の事務

平成 年 月 日

住 所

(相続人 様)



実印